

# 災害発生時の心得

「むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を」

大規模な災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。

多くの人が一斉に帰宅を始めると、火災や建物からの落下物などにより負傷する恐れがあり危険であるほか、救助・救急活動の妨げとなります。

◆むやみに移動を開始しない  
身の安全を確保し、職場や集客施設等の安全な場所にとどまろう。

○災害用伝言サービスにより、家族の安否などを確かめよう。

○交通情報や被害情報などを入手しよう。

◆日ごろから準備しておきたいこと

○携帯ラジオや地図を持ち歩くこと。

○スニーカーや懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを用

意しよう。

○家族などと安否確認の方法や集合場所、帰宅経路の状況を確認しておこう。

お問い合わせは、  
総務課防災対策室（4階）  
☎(20)1519、FAX(20)1602へ。



市では、災害時に防災行政無線により緊急避難情報である「避難勧告」と「避難指示(緊急)」を発令する際に、より確実な伝達をするため、サイレン音を組み合わせる放送することとしています。

このサイレン音を周知するため、9月1日(金)に訓練放送を行います。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

## 【放送内容】

※ サイレン10秒↓4秒休止↓サイレン10秒↓4秒休止訓練、訓練、避難勧告発令。これは訓練です。

※くり返し  
以上で訓練放送を終了しました。ご協力ありがとうございました。

## 防災行政無線の点検を実施

市内に設置してある防災行政無線(屋外子局)の一斉点検を行います。

◆点検期間  
8月21日(月)～9月1日(金)

◆点検時間  
8時30分～17時

※点検時間中は、試験音や試験放送が流れることもあります。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせは、  
総務課防災対策室（4階）  
☎(20)1519、FAX(20)1602へ。

## 茂原市災害ボランティア協力者に登録しませんか

災害時は、多岐にわたるボランティア活動が被災された方の大きな力となります。

茂原市社会福祉協議会では、災害ボランティア活動に意欲のある個人または団体を募集し、いざというときに備えています。次の要件を満たしていればどなたでも登録できますので興味のある方は、ぜひご連絡ください。

### ◆登録要件

- ①大規模災害時、茂原市社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを立ち上げた際に、災害ボランティアとして活動を希望する個人および団体
- ②登録しようとする年度の4月1日現在で、満18歳以上の方
- ③電子メールによる連絡が受け取れる方
- ④災害ボランティア協力者登録制度の趣旨に賛同していただける方

また、平常時、登録者の皆さんに茂原市社会福祉協議会と災害ボランティアが行う災害ボランティアセンター運営訓練や各種研修会への参加を呼びかけています。



お問い合わせは、茂原市社会福祉協議会 ☎(23)1969、FAX(23)6538へ。

### お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。